

4月から一部が変更になります 保育サービスおよび月額保育料

公立保育園(やまゆり・雪窓)
土曜日の延長保育時間を延長
変更前

☑ 午前7時30分～午前8時

☑ 午後12時～午後3時

変更後

☑ 午前7時30分～午前8時

☑ 午後12時～午後6時

※延長保育料は、
30分につき70円です。

保育料月額徴収基準表が変更
になります

昨年度行われた行政刷新会議による事業仕分けの結果を受けて、国の基準額が改定されました。

このことから、平成23年4月1日より御代田町では保育料月額徴収基準額表に第8階層を新設します。(下表)

※その他の階層については、改定はありません。

一時保育の申請場所が雪窓保育園に変更になります

現在、雪窓保育園で実施している一時保育についての申請場所が町民課ことも係から雪窓保育園に変更になります。

保育料月額徴収基準表(改正後抜粋)

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第 7	前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	413,000円以上 734,000円未満	55,000円
第 8		734,000円以上	56,000円
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合

※第8階層が新設されたことにより、第7階層の所得税額の上限が734,000円未満に変更になります。

問い合わせ先

町民課(こども係)

(内線47・74)

耕作放棄地解消のための そば補助事業のお知らせ

町では、耕作放棄地の解消を推進する目的で、次の事業を行っていますので、ご活用ください。

そば種子無償頒布

今回頒布する信濃1号については、収穫した種子で3年間栽培ができる品種です。原則として過去2年の間に頒布を受けた方は、自己収穫種子の播種をお願いしてありますので、今回は対象外です。

申込期限 5月31日(火)

※申込用紙は産業経済課にあります。印鑑を持参してください。

頒布条件

- ・農地を所有している方
- ・10aあたり6kg位の頒布(品種は信濃1号)

※本年度種子を頒布した方は、来年度から3年間は自己収穫種子を播種してください。

※頒布した種子をまかなかつた場合などは種子の返却または相当額の返還を請求します。

※頒布日は6月下旬予定です

コンバインでの刈り取りを希望する場合

- ・農地の1筆が10a以上で、2t車が入れるくらいの道路に接していること
- ・刈り取り料は、10aあたり7,000円

・種まきは、うね幅50cmのすじまきにするとう収量も増えます。

・コンバインは、畑に大きな石があると停止したり、収穫物にごみ等が含まれたりする場合があります。以上のことを防ぐためにも、事前に石や雑草は農地から出してください。

そば生産者補助金

対象者

町内の農業者自らが、町内農地に生産した玄そば(品種は信濃1号)をJA佐久浅間(小沼支所・御代田支所・伍賀支所)に出荷した方

補助金の額

玄そば1kg当り200円

出荷締切(予定)

平成23年11月30日(水)

問い合わせ先

産業経済課農政係(内線27)

開催 人権なんでも相談所

相談業務の充実、強化を図りさらなる住民サービスの向上を目指すため、4月より、毎週月曜日に地域の人権擁護委員が法務局に常駐し、一人権なんでも相談所を開設いたします。

日 時

4月1日～ 毎週月曜日
(祝日を除く)
午前9時～午後4時

相談内容

家庭内におけるさまざまな問題、近隣のもめごと、プライバシーに関する問題、いじめなどの子どもに関する問題など、暮らしの中のさまざまな問題についてお気軽にご相談ください。

相談方法

来所または電話相談
予約不要、相談無料、秘密は厳守します。

相談員

人権擁護委員

問い合わせ先

佐久市猿久保890-4
長野地方法務局佐久支局内
佐久人権擁護委員協議会事務局
0267(07)2272

全血献血 | 献血にご協力を！ あなたの勇気で助かる命がある

日時 4月15日(金) 午前9時30分～11時30分まで
場所 御代田町保健センター(北側駐車場)

長野県の献血者数は年々減少しており、特に、10～30歳代の若い方の献血者が減少しています。輸血医療は代わり得るものがなく、生命を救う唯一の手段が献血です。病気やけがの方々のため、皆さんの献血が必要です。ご協力をお願いします。

※患者さんが安心して輸血が受けられるよう献血していただける方の本人確認をさせていただいております。運転免許証などご本人を証明できるものをご提示ください。(一度提示いただいている方は必要ありません)

※駐車場は北側駐車場をご利用ください。無料認証しますので、駐車券をご提示ください。

※当日の健康状態によっては献血いただけないことがあります。

※「献血手帳」または「献血カード」をお持ちの方は、持参してください。



問い合わせ先
保健福祉課健康推進係 (32) 2554

平成23年度 JICAボランティア 春募集説明会開催

独立行政法人国際協力機構(JICA)では、途上国の方たちとともにさまざまな課題の解決に取り組んでいるJICAボランティア(青年海外協力隊やシニア海外ボランティアなど)を募集しています。

長野県内では、4月9日(土)から4月23日(土)の間、県内3会場(長野市2回・松本市1回)にて、JICAボランティアの「募集説明会&体験談」を行います。参加は無料ですのでお気軽にご参加ください。

詳しくは、JICA駒ヶ根ホームページ(<http://www.jica.go.jp/komagane/index.html>)をご覧ください。

問い合わせ先
JICA駒ヶ根募集担当 唐澤
0265 (82) 6151

町民課環境衛生係(内線47)

問い合わせ先

装には含まれません。

等は、プラスチック製容器包装

てくるクリーニングのカバー

サービス提供に伴って付い

誤 可燃ごみ

プラスチック製容器包装



② クリーニング後の
ビニールカバー

誤 不燃ごみ

プラスチック製容器包装



① ガムの容器
(プラスチック製)



ごんごんごんは農業委員会です

御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線27・64

農地法転用許可後は工事進捗状況(完了)届の提出と
地目変更登記を忘れずに！

4条5条許可を受けた場合、その申請内容に基づき工事等を行います。工事着工から3カ月経過した時および、完了時に工事進捗状況(完了)報告を県知事と農業委員会に提出しなければなりません。

これは、申請内容が適正な計画に基づき実行されているかどうかを確認するために提出を義務付けられたものです。農業委員会では、工事進捗状況(完了)報告を提出いただくことにより、地目変更登記がスムーズに行われるよう転用確認証明書を発行し、転用が確実に行われたことを証明しております。

○以前に転用した土地の登記簿がそのまま農地になっているということがあります。この場合、当初申請内容と違う目的で利用したい、また売買等を考えた時には、『許可後の計画変更申請』をし、新たに農地法の許可を受ける必要があります。

今後、転用許可を受ける方は、転用後の報告と所有権と地目の変更登記を忘れずにご利用します。

また、すでに以前の転用許可を受け地目変更登記を行っていない方は農業委員会事務局にご相談ください。

○申請から地目変更登記までの基本的な流れ

○以前に転用した土地の登記簿がそのまま農地になっているということがあります。この場合、当初申請内容と違う目的で利用したい、また売買等を考えた時には、『許可後の計画変更申請』をし、

